

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の三十八）</p> <p>第一章の二 児童相談所（第二条―第五条の二）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の二の二―第六条）</p> <p>第一章の四―第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。</p> <p>第五条の二の三 学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 名称及び位置</p> <p>三 設置年月日</p> <p>四 学則</p> <p>五 学校その他の施設の長の氏名及び履歴</p> <p>六 教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一章の二（略）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の三―第六条）</p> <p>第一章の四―第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 七 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - 八 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
  - 九 当該年度経費収支予算の細目
  - 十 設置者が国又は地方公共団体以外の場合は、設置者の資産状況
- ② 講習会の実施者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 講習科目及び時間数
  - 二 講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
  - 三 実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
  - 四 講習会場の名称及び所在地
  - 五 講習開催期日及び日程
  - 六 受講予定人員
  - 七 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地）
- ③ 令第三条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第四号に掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（厚生労働大臣の定める修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）とする。
- ④ 令第三条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項の厚生労働大臣の定める修業教科目以外の修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第五条の二の四 令第三条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める事

項は、次のとおりとする。

- 一 前学年度卒業者数
- 二 前年度における経営の状況及び収支決算の細目
- 三 前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
- 四 学生の現在数

第五条の二の五 令第三条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める事

項は、次のとおりとする。

- 一 講習受講人員
- 二 講習実施状況の概要

第五条の二の六 令第三条の二第七項の規定により当該職員が携帯すべき

証明書は、第十六号様式によるものとする。

第五条の二の七 令第三条の二第十一項に規定する厚生労働省令で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする理由
- 二 入所している学生の処置
- 三 その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする年月日

第六条の八 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営

第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

② 都道府県知事は、前項の規定により指定のあつた学校その他の施設（以下この条において「指定養成施設」という。）の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができる。

③ 都道府県知事は、指定養成施設につき、前項の規定による指導に従わないとき又は次項において準用する令第五条第七項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

④ 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第五条第三項から第五項まで及び第七項	指定保育士養成施設	指定養成施設
設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に	設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に	設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に
令第五条第五項	指定保育士養成施設	指定養成施設

に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。

② 地方厚生局長等は、前項の規定により指定のあつた学校その他の施設（以下この条において「指定養成施設」という。）の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができる。

③ 地方厚生局長等は、指定養成施設につき、前項の規定による指導に従わないとき又は次項において準用する令第五条第七項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

④ 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第五条第三項及び第四項	指定保育士養成施設	指定養成施設
設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に
令第五条第五項	指定保育士養成施設	指定養成施設

項	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に
令第五条第七項	指定保育士養成施設 、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	指定養成施設 当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に

第十五条 指定療育機関の開設者は、当該指定療育機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を、速やかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる

項	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	地方厚生局長等に
令第五条第七項	指定保育士養成施設 、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	指定養成施設 地方厚生局長等に

第十五条 指定療育機関の開設者（国を除く。次条において同じ。）は、当該指定療育機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を、速やかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一〜三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる

事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四（略）

②・③（略）

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四（略）

②・③（略）

第三十九条の二（略）

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託

事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四（略）

②・③（略）

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四（略）

②・③（略）

第三十九条の二（略）

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託

する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が第四号、第五号から第八号まで及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 削除

二 (略)

三 (略)

四 法第二十一条の三第三項に規定する権限

(削る)

五 十 (略)

② (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表

する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第一三条第二項第一号に規定する権限

二 (略)

三 (略)

四 法第二十一条の三に規定する権限

五 法第二十条第五項に規定する指定の権限及び同条第八項に規定する権限

六 十一 (略)

② (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置

の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第十八條の二十七 第十八條の二十八 第十八條の二十九 第十八條の三十 第十八條の三十二第四項 第十八條の三十五	(略)	都道府県知事  指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長	第十八條の三十八第一項	区分	区分（地方自治法施行令第七十四條の二十六第七項及び児童福祉法施行令（以下「令」という。）第四十五條の三第八
-----	--	-----	--	-------------	----	---

市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第十八條の二十七 第十八條の二十八 第十八條の二十九 第十八條の三十 第十八條の三十二第四項 第十八條の三十五 第十八條の四十 第十八條の四十七	(略)	都道府県知事  指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長	(新設)	(新設)	(新設)
-----	---	-----	--	------	------	------

第十八条の四十		
厚生労働大臣	<p>第十八条の三十九 二十六第四項</p> <p>厚生労働大臣</p>	<p>又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長</p> <p>法第二十一条の五の二十六第四項</p>
厚生労働大臣又は都道府県知事	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</p> <p>以下この条において同じ。）</p> <p>指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長</p> <p>法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第一百七十四条の二十六第七項）及び令第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)





合計	その他	実習	高齢者福祉論	一五	三〇
			介護概論	一五	三〇
合計	その他	実習	障害児・者福祉論	三〇	六〇
			児童・家庭福祉論	六〇	一二五
合計	その他	実習	養護原理	三〇	六二
			地域福祉論	三〇	六〇
合計	その他	実習	社会福祉援助技術論	三〇	六〇
			社会福祉援助技術演習	六〇	六
合計	その他	実習	児童相談所等運営論	三〇	六二
			医学一般	三〇	六二
合計	その他	実習	法学	三〇	六二
			心理学	三〇	六〇
合計	その他	実習	社会学	三〇	六〇
			児童福祉現場実習	一八〇	一八〇
合計	その他	実習	児童福祉現場実習指導	九〇	一八〇
			必修科目又はそれ以外の科目	四二〇	
合計			合計一、 二〇〇	合計一、 二八一	

備考 指定施設（第五条の三に規定する施設）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、児童福祉現場実習指導及び児童福祉現場実習指導の履修を免除することができる。

講習会の受講終了時までには、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した場合も同様とする。

第十六号様式 (第五条の二の六関係)  
表 縦十センチメートル  
横八センチメートル

証 明 書

第 号 平成 年 月 日交付

所 属

職 氏 名

都 道 府 県 知 事 印

右の者は、児童福祉法施行令第二条の二第六項、第七項及び第八項の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

(新設)

児童福祉法施行令第二条の二 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 都道府県知事は、児童福祉司の養成の適切な実施を確保するため必要認めるときは、その必要限度で児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑦ 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑧ 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。